

国海員第215号
令和4年10月24日

交通政策審議会

会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣
齊 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第415号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

| 事業者名 | 住 所 |
|-------------|--------------------|
| 有限会社トレジャー海運 | 山口県下松市生野屋四丁目3番11号 |
| 白石海運株式会社 | 大阪府大阪市港区磯路三丁目11番7号 |